

モンゴル時代のウイグル農民と佛教敎團

——U 5330 (USp 77) 文書の再検討から——

松 井 太

は じ め に

1. U 5330 文書の再検討

- (1) テキスト・和譯・語註
- (2) 文書の内容分析

2. ウイグル農民と佛教敎團をめぐる諸相

- (1) 佛教敎團の免稅特權
- (2) 佛教敎團と地稅
- (3) カ ラ ン 稅
- (4) 佛教敎團の寺產擴大
- (5) 僧 俗 の 對 立

お わ り に

は じ め に

本稿の副題に掲げた U 5330 文書とは、西暦20世紀初頭にドイツ=トゥルファン探検隊によって發掘將來され、現在はベルリン科學アカデミー (Berlin-Brandenburgische Akademie der Wissenschaften: 以下, BBAW と略) に所藏される古ウイグル語文献のなかの 1 件である。この文書は、ロシアのテュルク學者 W. W. Radloff によって校訂・獨譯され、そのウイグル語文書資料集 *Uigurische Sprachdenkmäler* (= USp) の Nr. 77 文書として公刊された。それ以來、本文書は13~14世紀のモンゴル時代のウイグルスタン (pers. Ūğuristān. トゥルファン盆地を中心とする天山山脈東部地方) における稅制や佛教社會に關する重要資料として言及・引用されている。しかし、從來の研究者はもっぱら USp の校訂案に依據するか、あるいは部分的な引用・検討に終わっており、文書全體の内容

やその機能的側面の把握・説明、さらには文書の歴史的背景の再構成や分析も不十分である。

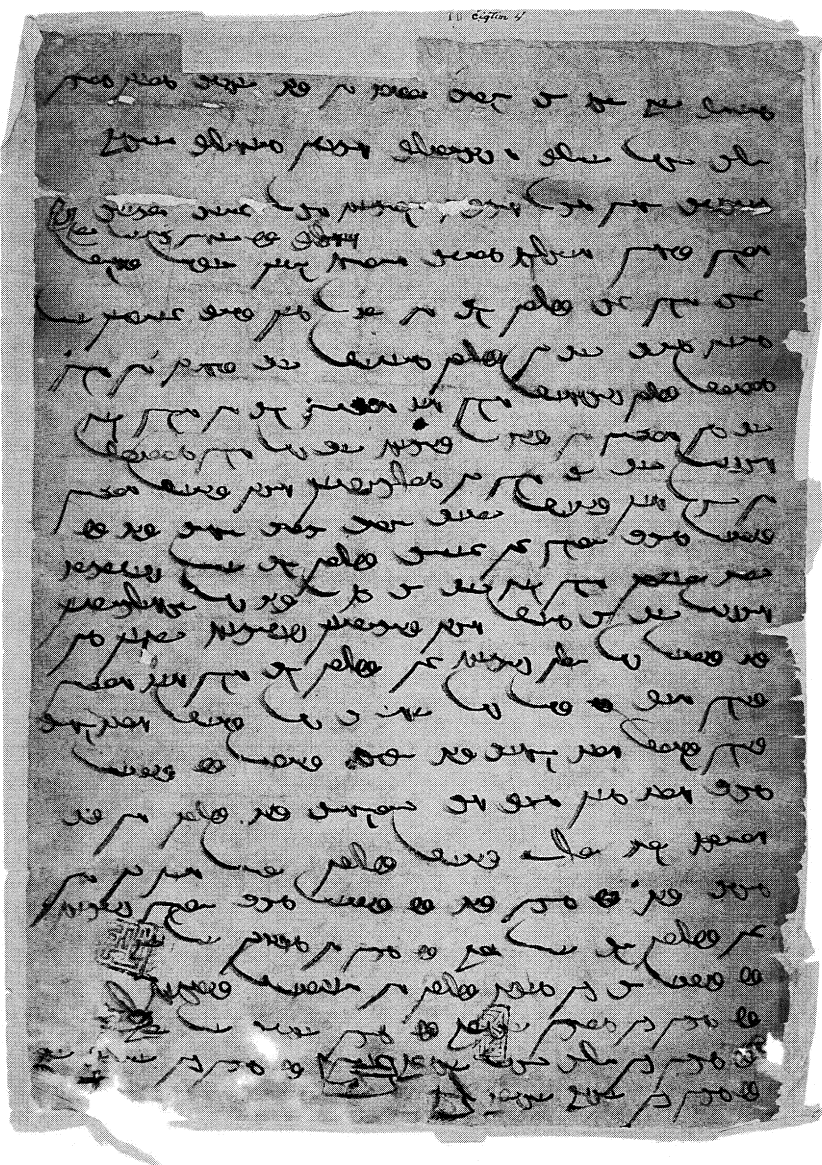
本稿では、まず U 5330 文書について再校訂案を提示し、それに基づいて本文書の機能・性格に対する従来諸先学の誤解を訂正する。その上で、本文書が作成される歴史的背景としてのモンゴル時代のウイグル農民と佛教教團をめぐる諸相の剔出を試みる。

1. U 5330 文書の再検討

(1) テキスト・和譯・語註

U 5330 文書は T II Čiqtim 4 という出土地番號を有するから、1904～1905年にかけて派遣されたドイツ第2次探検隊により、トゥルファン盆地の主邑高昌(Qočo)から東方約100kmに位置するチクティム遺跡(Čiqtim > chin. 七克臺)で獲得されたものである。筆者が實見したところ、原文書の紙寸は30.7cm×43.4cm、紙色はGrisâtre～Beige Clair、細かい漉き縞(9-10 lines/cm)のある中上質～上質紙。寫眞複製[圖版1]からも明瞭なように本文書は草書體で書かれ、印記にはタムガ印(tamya, 印章・印鑑)だけでなくニシャン印(nišan, 略花押)の語をも用い、またカラン税(qalan)の語が在證(attest)されるから、確實にモンゴル時代に比定される⁽¹⁾。さらに森安孝夫は、U 5330 文書がその他の3件のチクティム出土文書(U 5243 = SUK WP01; Mannerheim No. 2 = WP02; Mannerheim No. 4)と共通の歴史的背景を有することを論證し、これらをイキチ文書群(Ikiči group)と總稱した[Moriyasu 2002, pp. 156-162]。このうちSUK WP01, WP02の2件は、すでに梅村坦[1977a, pp. 016-018, 024-026]により、モンゴル時代それもモンゴル皇帝のトゥルファン地域支配がより強力であった13世紀に年代比定された。従ってU 5330 文書も同時代つまり13世紀に比定することができる。

(1) IUCD, p. 104. また書體や特徴的語彙などウイグル文書の時代判定に関する指標については、cf. 森安 1994, pp. 63-69.



圖版 1 U 5330 (Tii Čiqtim 4)

Depositum der Berlin-Brandenburgischen Akademie der Wissenschaften, in der Staatsbibliothek zu Berlin-Preussischer Kulturbesitz, Orientabteilung.

U 5330 文書の校訂テキスト・譯註は、Radloff [USp] と李經緯 [1996, pp. 227-230] により提示されている。ただし李經緯のテキスト・中文譯は Radloff 案をほぼ踏襲するものであり、實質的には Radloff のテキストが唯一のものといえる。以下には、筆者の原文書調査に基づく再校訂テキストを和譯・語註とともに提示する。本稿でのウイグル語轉寫は翻字と標準的發音表記とを折衷した SUK 2 の方式におおむね準據し、その他の諸言語については慣用の方式に従う。原文書の破損缺落や和譯に関しては拙稿 [松井 1998b, p. 13] の凡例により、和譯中の丸數字は原文書の行數に對應する。

【テキスト】

- 1 tqïyu yïl aram ay altï otuz-qa biz ikiçi toyïn tuyma
- 2 ađay yanga ïndu (.) kimqo'du šamič tayšïdu ingäl
- 3 mingïči äsän qy-a samboq altmış qy-a čqïr umičï
- 4 sisidu bu nišan mäning ol
- 5 qulan basana qïngdam torčï aťaš lačïn yipäk başlap
- 6 čï-yay qalan-čï bodun-lar-qa oza-tïn bärü čïqtïn-nïng
- 7 tarïy tar-ïr yir-in bodun tarïnïp yir baş-ïn-ya qalan
- 8 tutup bodun kingäšïp qalan-sïz quvray-lar-qa qalan-lïy
- 9 yir-tä quvray-qa birzä birmış yir-kä qalan tuđup
- 10 sanggik yir-ni qalan-ïn tuđmatïn sngïn birip quvray-
- 11 -qa yaq-a-sïn birip yorïr ärti amtï ärsär biz bu
- 12 bitig-täki atly-ča čïyay bodun-lar-nïng küčümüz
- 13 yoq üçün qalan-lïy yir-ni m-ä biz-kä ärksidmätin
- 14 sanggik yir-ni tarïp sngïn birmätin küčämiš yolïn-ta
- 15 biz bitig-kä ađ kirmış-ča bodun-lar qalan-sïz quvray
- 16 birlä qayu {P'} bäg-kä iš-i-kä barïp sözläsär
- 17 birlä bolup sözläšir biz apam birök bu bitig-
- 18 -täki söz-tin qayu-sï yatlasar biz bodun-qa bir
- 19 soqum-luq ud birip bodun-nung qïn-ïn-ya

- 20 tǎgār biz · bu tamya biz bu bitig-tāki atly kirmiš-
 21 -čā bodun-lar-nīng ol bu tamya mǎn toyīn-nīng ol
 22 bu bitig-ni mǎn tigin bodun-qa ayītīp bitimiš
 23 bu tamya mǎn tuyma-nīng'ol bu tamya ikiči-nīng ol
 24 bu tamya mǎn aḍay yanga-nīng'ol bu tamya mǎn indu-nīng'ol
 25 bu tamya mǎn ingāl-nīng'ol
 v 26 bičin
 v 27 bodun bitigi ol

【和譯】

①鶏年正月二十六日に。私たちイキチ、トイン、トゥグマ、②アタイ=ヤンガ、インドウ、キムコドウ、シャミチ、タイシドウ、インゲル、③ミンギチ、エセン=カヤ、サムボク、アルトミシュ=カヤ、チャキル、ウミチ、⑤クラン、バサナ、キングダム、トルチ、アダシュ、ラチン、イバクをはじめとする⑥貧しいカラン税負擔者たる人々へ。以前からずっと、チクティムの⑦穀物を耕作する田地を、人々が耕して、その田地に基づいてカラン税を⑧支拂っていたが、人々が協議して、カラン非課税の僧衆たちに、カラン税のある⑨田地から（その一部を）僧衆に與えたので、與えた田地についてのカラン税を支拂い（支拂わず（？））⑩寺産の田地を（耕作して）そのカラン税を支拂うことなく、その地税を支拂い、僧衆⑪への小作料を支拂って暮らしていた。今となつては、私たち（即ち）この⑫文書中に名前があるような私たち貧しい人々たちの力が⑬ないため、カラン税のある田地も私たちに管理させず、⑭寺産の田地を耕作してもその地税を支拂わず、力をふるったことに關して、⑮私たち（即ち）文書に名前を記入した人々たちは、カラン非課税の僧衆が⑯一緒にいかなる官吏のところへ行つて告げようとも、⑰一緒になつて私たちは相談しあう。もし萬一、この文書⑱中の言葉から、何であろうと私たち（の誰か）が逸脱すれば、人々に1（頭の）⑲屠殺用の牛を與えて、人々の刑に⑳私たちはあたる。このタムガ印は、私たち（即ち）文書中に名前を記入した㉑ような人々たちのものである。このタムガ印は私トインのものである。㉒この文書を、私ティギンが

人々に口述させて書いた。②③このタムガ印は私トゥグマのものである。このタムガ印は私イキチのものである。②④このタムガ印は私アタイ=ヤングのものである。このタムガ印は私インドゥのものである。②⑤このタムガ印は私インゲルのものである。②④シシドゥ、このニシャン印は私のものである。

〔裏面〕 ②⑥猿 ②⑦人々の文書である。

【語註】

1-5: この文書冒頭部にみえる人名を Radloff [USp]・Arat [ETHV] は17名とし、後に Zieme [1980, p. 215] は21名と訂正した。さらに森安は、イキチ文書群との比較から Radloff の人名轉寫案について訂正を加えつつ、22名と数え直した [Moriyasu 2002, p. 160]。次註 1 から筆者は23名と改め、またいくつかの人名轉寫について代替案を掲げる。

1, ikiči toyin: 従来この2つの人名要素は1人の人名を構成すると考えられてきたが、lines 21, 23 で別々に記名押印していることから、2人の人名とみなすべきである。

2a, indu: ~ mo. Indu ~ Hindu > chin. 忻都~欣都~印突。

2b, kimqo'du: ~ Kimqodu < chin. 金剛奴。Radloff は Kimättü と読み、森安は Kimvurdu と改めたが [Moriyasu 2002, p. 160], tqi'yu (line 1)・soqum (line 19) と比較すると第4字は -X- と判讀できる。

2c, ingäl: SUK WP01 (line 21) で Ingä と讀まれた人名を、本處の Ingäl と同一人物とみなして訂正すべきことは森安の指摘通りである [Moriyasu 2002, p. 161 & n. 20]。ただし WP01 で森安が語末の -L 字の殘畫とみなした部分は、文書を実見したところ紙の纖維屑であって文字ではない。

3, samboq: < chin. 三寶 *sâm-pâu [Kara 1991, pp. 130-131]。

4: この記名・捺印は本来 line 20 以下に配されるべきところ、充分な餘白が無いために本處に書かれたものである [USp, p. 132]。

5a, qingdam: 森安 [Moriyasu 2002] は Qičidam と轉寫したが、筆者は Radloff の解讀案を支持する。おそらくは漢語人名の音寫であろう。

5b, ašaš, lač'in, yipäk: この3つの人名を Radloff は翻譯していない。

6a, qalan-čī: 周知の通り、カラン税 (qalan) はモンゴル帝國によって支配下各地域に導入された税目である⁽²⁾。qalan と職掌を示す接尾辭 -čī [ATG, §47; OTWF, §2.75] から構成される qalančī という術語は SUK Sa09 (line 3) および Mi20 (= USp 14, lines 8, 10) にも在證される。これらの用例を小田壽典は “qalan tax collector” と解釋し [Oda 1992a, p. 39], SUK 編者もこれを採用して「カラン收税吏」という譯を與えた。しかしながら、本文書の qalančī は文脈から明らかにカラン税を負担する立場にあると思われ、筆者は「カラン税負擔者」とする従來の説 [USp; Тихонов 1966, p. 198; 小田 1990, p. 24] を支持する⁽³⁾。

6b, oza-tīn bārū: 「以前からずっと」。Radloff は oza を地名としたが、すでに Clauson により訂正された [ED, p. 356]。

6c, čīqtīn: Uig. Čīqtīn は現在の地名チクティム (Čīqtim) に對應する。本處の Čīqtīn を Radloff は čirtin と轉寫し、李經緯もこれに従うが、すでに Zieme [1982, p. 266] により訂正された。筆者はすでにこの地名 Čīqtīn が SPF 所藏の SI O.39 (lines 12, 20) にも在證されることを確認している⁽⁴⁾。

城市としてのチクティムは唐代に設けられた赤亭 (*tʰiäk-d'ieng, GSR 793a + 833h) 鎮に由來する。982~984年にかけて西ウイグルを訪れた宋使の王延徳は、チクティムを澤田 (*dök-d'ien, GSR 790o + 362a) と音寫している [Moriyasu 2002, p. 169]。ウイグル語の čīqtīn という形式は、語末鼻音を缺いている點で、王延徳の傳える澤田という形式に對應するといえる⁽⁵⁾。現代の Čīqtim という形式は Čīqtīn からの異化により生じたものであろう。

(2) 本稿第2章(3)も参照。なお qalan が契丹語に由來し、ウイグル語にも西遼支配下で浸透したという Schurmann [1956, pp. 337-339] の推測には従えない。Cf. 本田 1961 = 本田 1991, p. 297; IUCD, pp. 149-151.

(3) なお Erdal は qalančī を「カラン税を支拂う代わりに國家のために農作業に従事する者 (somebody who does agricultural work for the state instead of paying the *kalan* tax)」と解釋するが [OTWF, p. 112], 本文書中の qalančī たる農民たちが置かれていた特殊な狀況 [本章第(2)節・本稿第2章を参照] に對する歴史學的考察を缺いており、従えない。

(4) Cf. Moriyasu 2002, p. 158. この地名を Malov [URD, pp. 140-141] は Čīnatun と誤讀している。

(5) ただし明初期の陳誠が Čīqtim を赤亭と呼んでいることにも留意すべきである。『西域行程記・西域番國記』中華書局, 1991, p. 36.

7a, tarīr: < tarī- 「作付けする, 耕作する」。Zieme [1982, p. 266] の轉寫に従う。

7b, yir baš-in-ṛa qalan tutup: 本處の baš 「頭, 元, はじめ」は解釋困難である。Radloff は本處を “zahlt für jedes Stück Land dem Kalan” と譯したが⁸, Zieme [1982, p. 266] は “hat dem Oberhaupt (?) des Bodens die Bodensteuer gezahlt (?)” とし, yir baš を「土地の地主」と試譯した。一方, 「土地にもとづいてカラン税を負った」と解釋すべきという小田 [1990, n. 16] の提案は, Radloff の舊譯を支持するものといえる。そもそもカラン税は「地主」ではなく公權力に納入されるものであるから, 筆者も Radloff・小田を支持する。

8, quvraṛ: Uig. quvray 「集團, 衆」は skt. saṃgha “a monastic community” の對譯として頻用される [ED, p. 585]。本稿では「僧衆」と譯す。Radloff は本文書中にみえる quvray を全て quvaq ~ qubaq ~ quwaq と誤讀し, これを「賦役労働の課される田地 (Land, auf dem Frohnsdienste liegen)」と解釋した。Тихонов はこの Radloff 説に基づいて quvaq に關する專論 [Тихонов 1964] を著したが, すでに Clark [IUCD, p. 104] により完全に論破されており, いまだに Radloff 案に據る李經緯 [1996, p. 228] の解釋も無意味である。

9a, birmiš yir-kā qalan tuḍup: 直譯すれば「(佛教寺院に) 與えた (= 寄進した) 田地についてカラン税を支拂って」となるが, それでは寄進者たちは從來のカラン税に加えて, 佛教寺院に賦課される地稅 (sang) [語註 10b 參照] や佛教寺院への小作料 (yaqa) までも支拂う義務を負ったことになる。これではカラン非課税の寺院に田地を寄進した意味がない。全くの臆測であるが, 本處の qalan tuḍup は qalan tuḍmatīn 「カラン税を支拂わず」の誤記ではなかろうか。

10a, sanggik yir-ni: sanggik (~ sangik) < sogd. snk'yk < skt. sāmghika “belonging to saṃgha” [Laut 1986, p. 145]。本文書では「寺産」と譯す。なお本處では, 後に tarīnīp 「耕作して」の一句を誤脱しているものと推測する。

10b, sngīn: Line 14 にも在證される。Radloff は sākin と轉寫しつつも不明語とした [USp, pp. 131-132, 291]。DTS [p. 494] は Radloff の轉寫を採用しつつ, 文脈から税の一種と推測し, 李經緯 [1996, pp. 227-230] もこれに従っている。

しかし筆者は、この語は *sng* ~ *s<a>ng* ~ *sang* に對格語尾 *-in* が接續したものと確信する。*Uig. sang* (~ *tsang*) は *chin.* 倉 **tsang* の借用語であり「倉, くら, 倉庫」を意味するが [ED, p. 555], 轉じて「倉に收められる穀物現物, 倉糧」をも意味することは, BBAW 所藏のウイグル語斷片 Ch/U 7327 の用例 ([*küri birlä bir šiy iki küri sang-ni qočo-ta sang-qa quđzun* 「……の斗マスで (計量して) 1 石 2 斗の *sang* を高昌の倉に注入 (= 納入) せよ」] から指摘した [松井 1997, pp. 30-31 & n. 5]。さらに本 U 5330 文書では, 佛教教團に納入される *yaqa* 「小作料」[山田 IV, pp. 141-143; 森安 1991, pp. 82-83] と *sang* とは明らかに區別されている。一方, 元代蒙漢合璧命令文には *mo. sang* (< *uig. sang* ~ *tsang*, パクパ字表記では *cañ*) が「倉糧」さらには「地稅」と漢譯される例が頻見するから, 本文書の *sang* も, 佛教教團に寄進した田地に對して公權力が賦課する「地稅」と解釋できる。つとに亦鄰眞は *sang* の原義「倉」と漢譯の「地稅」との意味上の差を問題とし, 稅糧を意味する *sang* がモンゴル政權發行の命令文以外の一般的モンゴル語資料中にみえないことに注意した [亦鄰眞 1963 = 亦鄰眞 2001, pp. 147-148]。その點, ウイグル語文獻ではあるが本文書および上掲 Ch/U 7327 の在證例は貴重である。

11, *ärti ämti*: Radloff が *ati matī* と讀んでキルギス語の *аты маты* に關連づけたのは誤り。本處の *ärti* (*v. är-*) は先行の *yorir* (< *v. yorī-*) 「通る」が過去の習慣となっていたことを示し [ATG, §§242.1, 243.2], 現在の狀況を示す後續の *ämti ärsär* 「今では, 今となっては」と對照される。

13, *ärksidmätin*: Radloff は *äksidmätin* (< *v. äksid-* ~ *ägsüt-* “to diminish, curtail, reduce.” ED, p. 117) 「減らさず」と解讀したが, 第2字は確實に *-R-* と判讀できる。これまで古ウイグル語辭典に *ärksid-* という形式は採用されていないが, その一方で *ärksin-* 「權力をもつ, 支配する, 統治する, 管理する; 自由である, 自在である」という形式が知られる [ED, p. 227; UW 6, pp. 441-443]。この *v. ärksin-* は *uig. ärk* 「力」から派生した *v. *ärksi-* の再歸形と推測されており, やはり佛教教團が寺産としての田地を管理する文脈でもしばしば在證されている [トウドウム=シェリ (*Tudum šäli*) 修寺碑 = 耿世民 1981, lines 19-20; U 5317 = Zieme 1981, Text A, lines 25-33; U 5319 = Zieme 1981,

Text B, lines 9-12]。おそらく本處の *ärksid-* も **ärksi-* の使役形と解釋してよく、かりに「管理させる」と譯す。

14, *küčāmiš yolīn-ta*: *küčāmiš* < v. *küčä-* 「壓迫する, 暴力をふるう」 [ED, p. 695]. Radloff [USp, p. 132] は本處を “auf gezwungenem Wege” = “zwangsweise” と譯したが、訂正すべき。Uig. yol 「道」に3人稱位格語尾が接續した *yolīn-ta* (～ *yol-inta*) は「～について, ～に關して」を意味する [USp, p. 212; 護 1960, pp. 37-38; Arat 1965, pp. 267-268; 梅村 1990, p. 429; SUK 2, p. 304]。

15, *aḍ*: 本處の *aḍ* (～ *at*) 「名前」は、まず ”T と書かれた後に末字の -T が -D に書き改められている。そのため、Radloff は *uda* (< v. *ud-* “to follow”) と誤讀した。

15-17: Radloff は本處を “mögen sie frei vom Kalan mit dem Kuvak zu den verschiedenen Begen an die Arbeit sich begeben. Dass es derartig geschehe, ist unsere Rede” と翻譯したが、訂正すべき。Radloff が “Arbeit” と譯した *iš-i* ～ *iši* は *bäg* との二詞一意 (hendiadys) で「官吏」の意 [cf. SUK 2, p. 247]。また Radloff は line 17 の *sözlāšir* (aolist < v. *sözlāš-*) 「相談する」を *sözlä-* 「話す」の假定形 *sözlāsär* とみなしつつ “Dies beweist, dass noch spät die Verbalform auf -sär als Participium verwendet wurde, wörtlich heisst es hier: ‘der Rede gemäss seiend reden wir’.” と注記したが [USp, p. 132], これも訂正すべき⁽⁶⁾。

18, *yatlasar*: *yat* 「外」から派生した v. *yatla-* について、Clauson は “to treat as a stranger” の譯を與え、本處の用例を「拒否する, 拒む (repudiate)」とするが [ED, p. 890], 筆者は Radloff の舊譯「逸脱する (abweichen)」に従う。

19a, *soqum-luq ud*: *soqum* は「屠畜 (Schlachtvieh)」の意 [Wb IV, p. 522; ED, p. 811]。Radloff は *suqumluq äbäd* と轉寫しつつ一種の刑罰と推測するにとどまったが [USp, p. 132], 字形からは明らかに訂正できる。SPF 所藏の SI Kr IV 638 (line 162) にも「屠殺用の牛 (*soqum-luq ud*)」が賣買されている例がみえる [Clauson 1971, pp. 190, 194; 梅村 1987, p. 51]。

(6) 李經緯 [1996, p. 227] は文末の *sözlāšir* を正しく轉寫したが、それまでの文脈を誤解している。

19b, qīn: この qīn ~ qīyn は特に「刑，肉體刑」を意味し，qīzyut「罰，罰物，罰金」とは區別される [森安 1991, p. 88]。

21, mǎn toyīn: 森安は本處の人名を Qan Toyīn と読み，SUK WP01 (line 22) に現われる人物に同定した [Moriyasu 2002]。しかし本處の Toyīn は line 1 と同一人物に相違ない。確かに mǎn の語頭字は X- のようにもみえるが，誤記とみなす。

26, bičīn: 本文書の筆記者ティギン (line 22, Tigin) は，一旦はこのウラ面に書き始めたものの，鶏 (taqīyu) 年とすべきところを誤って前年の猿 (bičīn) 年と書いてしまったため，あらためて反対面つまり現在のオモテ面に書き直したのであろう。

(2) 文書の内容分析

前節にみたように，Radloff による校訂テキストには少なからぬ誤讀・誤解が見受けられた。その多くは當時の學問水準ではやむを得ないものであるが，現時点では Radloff の校訂テキストに全面的に依據することはできない。

ところで，U 5330 文書は，Radloff 以降の研究者によっても言及され，その文書内容についてさまざまな解釋が提示されている。

まず Arat は本文書を「人々・共同体に關係する文書」と定義し，その内容を「共同体にとって 2 種類の税を負擔することが困難となったので，彼らは 17 人の頭目のもとに集まり，官僚に同種のものを支拂うことを約束する。彼らは貧しいため同時の 2 種類の税を支拂える状態にない」と説明する [ETHV, p. 16]。しかし，この Arat の文書解釋は，明らかに Radloff の校訂テキストとくに lines 15-17 に對する誤解 [語註 15-17 參照] を引き繼ぐもので，もはや從えない。

一方 Clark は，本文書について「“貧しい qalanči の人々” により作成された不明瞭な種類の契約であり，彼らはカラン税を負擔しない宗教教團と彼らとの間に起こった紛争について訴えている。この文書中に記された發效過程は本質的にウイグル法律文書とは異なり，また公權力への一般的な嘆願書の文言とも異なっている。US 77 [= U 5330 文書：筆者] と US 88 [= U 5317 = Zieme

1981, Text A: 筆者] はウイグル文獻の中でも獨特の形式の文書である」と述べる [IUCD, p. 198]。ここで Clark が「一般的な嘆願書」というのは、おそらくチャガタイ=ウルス (Čaγatai-ulus) 當主トゥグルクテムル (Tuγluy-Temür) への免稅嘆願書 (U 5282 = Arat 1937) や、男奴隷ピントウングの嘆願書 [小田 1992b] を念頭に置くものであろう。とはいえ、Clark は本文書を「人々」が「紛争について訴えている」文書⁽⁷⁾と定義する一方、どこで、またどのように彼らの訴えが處理されたかという点については具體的な説明を避けており、文書全體の解釋は不十分とせざるを得ない。

その他、Тихонов [1966, pp. 17, 197-198] は、本文書 (line 19) の「人々の刑 (bodun-nung qin)」という表現と、その法規制慣行に着目しつつ、本文書を「共同體の誓書 (обязательство общины)」と呼んだ。しかし Тихонов の解釋もやはり全面的に Radloff の轉寫テキストに依據したものであり、特に文書中のいくつかの術語や文書の年代比定においては根本的な誤解を冒している [IUCD, pp. 103-104]。楊富學 [1990, p. 20] は本文書を「稅役協議書」と定義しているが、その「協議」の内容と結果については説明を缺く。上述のように、ほぼ全面的に Radloff 校訂テキストを踏襲する李經緯 [1996, pp. 227-230] の「有關捐稅與勞役的協議書」という要約も、楊富學と同様に不十分である。

しかし筆者の再校訂、とくに從來不明とされた部分が「地稅 (sɑ:ŋg)」(lines 10, 14)・「屠殺用の牛 (soqum-luq ud)」(line 19) と解讀されたことにより、U 5330 文書のほぼ完全なテキストが提示される。これに基づけば、本文書の内容は以下のように要約できる。

Line 1: 年月日。

Lines 1-6: 本文書の作成者の名前の列舉。彼らは line 6 で「貧しいカラン稅負擔者の人々」と總稱され、これに後續する與格語尾 -qa は、本文書の内容が彼ら作成者自身に周知されるべきものであることを示す。

(7) Zieme [1980, p. 215] や森安 [Moriyasu 2002, p. 158] が本文書を「チクティムの村落住民の嘆願書 (Klageschrift; Petition)」と呼ぶのも、Clark の分析を敷衍したものであろう。

Lines 6-11: 彼らカラン税負擔者たちの過去の状況についての説明。彼らは、カラン非課税の佛教教團 (qalan-sīz quvray) に、自身の農耕地の一部分を寄進していた。寄進された耕地は従前通り彼らによって耕作され、また寄進された耕地に賦課される地税 (sang) も彼らが負擔した。また彼らは佛教教團にも小作料 (yaqa) を支拂っていた。

Lines 11-14: しかし現在は状況が変わり、彼らカラン税負擔者たちは力 (küč) を失い、これ以上の経済的負擔に堪えられなくなった。そこで彼らは所有の耕地を放棄してカラン税を負擔せず、佛教教團に寄進した耕地のみを耕作することとし、さらに教團の代わりに地税を支拂うことも拒否した。

Lines 15-17: この實力行使に關して、佛教教團が公權力に訴え出ても、彼ら文書作成者たちは連帶して對應する。

Lines 17-20: この文書内容に違反した際の罰物額と刑の取り決め。

Lines 20-25: 署名・印記および書記名。

Line v27: 文書の「タイトル」。

この要約からは、本文書は、以前に佛教教團に耕地を寄進していた「貧しいカラン税負擔者」である農民が、経済的困窮からその耕地を實力で奪い返し、その結果として豫想される佛教教團あるいは公權力との紛争に備えて作成した「盟約」と判断してよい。違反者・脱退者に対する刑罰の明記 (lines 17-20) も、盟約を強固にするためのものであろう。その意味では、正確な文書内容理解を伴っていないとはいえ、Тихонов の「誓書」という解釋自體は、單に「嘆願書」や「協議書」とする所説に比べて妥當であったといえる。

2. ウイグル農民と佛教教團をめぐる諸相

本稿で提示した U 5330 盟約文書の再校訂テキストは、モンゴル時代ウイグル社会史の再構成にむけ、あらたな材料を提供する。以下、本章では、U 5330 盟約文書の内容を既公刊・未公刊のウイグル語・モンゴル語文書と比

較検討することで、特にウイグル農民・佛教教團が負擔した税役の問題を中心に、その歴史的背景を考察したい。

(1) 佛教教團の免税特権

漠北時代にマニ教を受容した遊牧ウイグル帝国の支配層は、9世紀後半に東部天山地方に西遷して西ウイグル國を建國した後も、しばらくはマニ教信仰を維持した。彼らの佛教への改宗・轉向は10世紀初頭～11世紀初頭にかけてのことである。この時期には、西ウイグル支配層により舊來のマニ教寺院が破壊され佛教寺院に改築されるという事態も現われていた [森安 1991, pp. 147-158]。西暦1019年に西ウイグル支配層が作成したウイグル文棒杭文書 (MIK III 7279, lines 10-11) には *čandradas varxar sāngrām etgāli unandimiz* 「Candradāsa 寺院を建てることに私たちは同意した」という文言がみえ [Moriyasu 2001, pp. 183-190, 193], また BBAW 所蔵の U 5320 文書 (= USp 92 = Sertkaya 1999, Mektup 1) でも西ウイグルの公主 (Qunčuy) が佛教寺院を經濟的に支援するよう命令を發しており⁽⁸⁾、西ウイグル支配層が積極的に佛寺を建設・經營したことが知られる。さらに、西ウイグル期にムルトルク阿蘭若 (Murutluq aryadan) に與えられた2件のウイグル語特許狀 (U 5317, U 5319 = Zieme 1981, Texts A, B)⁽⁹⁾は、より直接的に、西ウイグル政權がトゥルフアン地域の佛教教團に

(8) なお Sertkaya [1999, pp. 240-241] は文書の内容を説明する裏面の1行を *utči ulayınta uđ alyu b[itig]* “sığırtaç atındaki sığır alma mektubu” とするが、筆者は *otči uluyınta ot alyu bitig* 「草匠の長から草を受領する文書」と改める。オモテ面本文では佛教寺院への麥ワラ (*saman*) 送納に言及しているからである。この文書は半楷書體で書かれており、明らかに西ウイグル時代に属する。

(9) Clark は U 5317 (= Zieme 1981, Text A, lines 47-48) の *tuta turγu bitig yrlq* 「保持し続けるべき詔書」という表現をモンゴル語の *bariγu yabuyayi jarliγ* の透寫語 (*calque*) とみなし、この文書をモンゴル時代に比定した [IUCD, pp. 197-198]。Zieme [1981, pp. 238-240] もこれを敷衍して1259年という絶対年代比定案を提示する。しかし、U 5317 (line 41) には相對的に古い時代の指標である *quanpu* 「官布」の語 [森安 1991, pp. 52-54; 森安 1994, pp. 69, 82-83] がみえる。また U 5319 (= Zieme 1981, Text B) は書體や官印の銘文から確實に西ウイグル時代に比定されるが [森安 1991, p. 134, n. 17] その line 16 にも *tuta turγu bitig* 「保持し続けるべき文書」という表現が在證される。従って、この表現をモンゴル語からの透寫語として U 5317 をモンゴル時代に比定した Clark 説はそのままには許容できない。確か

免税特権を與えたことを示す。

13世紀初頭、西ウイグル國はチンギス=カン (Činggis qan) 率いるモンゴル帝國に臣從した。チンギス以來の歴代のモンゴル皇帝・モンゴル政權が佛教をはじめ道教・キリスト教・イスラーム・儒教などの宗教教團にしばしば免税・免役特権を付與したことは周知の通りである。このチンギス以來の宗教教團優遇策が14世紀初頭以降のウイグル佛教教團にも適用されたことは、チャガタイ=ウルス發行モンゴル語免税特許狀 (Mz 653 = BTT XVI, Nr. 69; cf. 松川 1995, pp. 115-116) から知られていた⁽¹⁰⁾。さらに、13世紀すなわちチャガタイ=ウルス支配期以前に屬する我々の U 5330 盟約文書でも、佛教教團は「カラン非課税の僧衆 (qalan-siz quvray)」と呼ばれている。これを上掲の諸例と併せ考えれば、11~14世紀を通じてウイグル・モンゴル諸政權は佛教教團に免税特権を付與して優遇したことが確證される。

(2) 佛教教團と地税

ただしモンゴル帝國は、前節に述べたような宗教教團に対する免税特権を、無制限に認めたわけではなかった。第5代皇帝クビライ (Qubilai) 治世の中統5年 (1264) 正月、中書省の「已前、成吉思皇帝 (Činggis qan) の時は、いかなる種類の人々でも、およそ田をたがやす者はすべて各々地税を納める外、佛僧・道士・ネストリウス教士 (也里可溫 < mo. erke'ün) ・ムスリム識者 (答失蠻 < dašman < pers. dānišmand) についても、田をたがやす者には地税を納めさせ、商業を営む者には商税を納めさせ、その他の差役は免除していた。その後、哈罕皇帝 (Qayan = 第2代皇帝オゴデイ (Ögödei) の聖旨 (mo. jarlıy) でもまた這般に行なわせた。谷由皇帝 (Güyüg qan) より今に至るまで、佛僧・道士・ネスト

に U 5317 は相對的に新しい時代に屬する半草書體~草書體で書かれるが [森安 1991, p. 135], U 5319 のような官印がみえないので、おそらく西ウイグル期の文書を後代に書寫した複製・控えの類と筆者は推測する [cf. 松井 1998a, n. 12]。

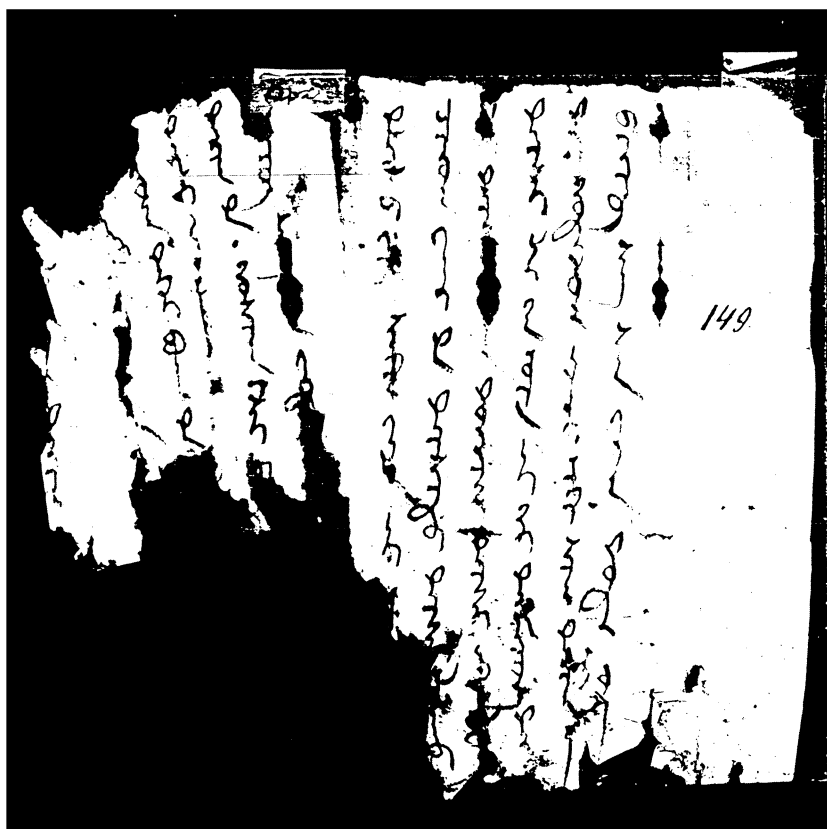
(10) BTT XVI, Nr. 69 文書の發令者や絶對年代は不明であるが、文書に捺された圓印にはいわゆる「チャガタイ紋章」が見え、チャガタイ=ウルスにより發行されたことは確實である [Franke 1962, p. 409; Franke 1977, pp. 34-36]。チャガタイ=ウルスによるウイグルスタン實效支配の開始が西暦1320年代後半から1330年前後を劃期とすることについては拙稿 [松井 1998b, pp. 9-10; 松井 2003, p. 57] を参照。

リウス教士・ムスリム識者は地税・商税を納めていない。まさに以前の通りに徴税すべきである」という上奏をうけ、クビライは「成吉思皇帝・哈罕皇帝の聖旨の體例により、佛僧・道士・ネストリウス教士・ムスリム識者・儒者の田をたがやす者には地税（白田は畝ごとに3升、水田は畝ごとに5升）を、商業を営む者には商税を納めさせよ」という命令を發した（『通制條格』卷29, 9a-9b, No. 631. 『元典章』卷24・戸部10・租税・納税・種田納税の條はほぼ同文）。これ以降の大元ウルス（Dai-Ön yeke Mongyol-ulus）政權は、宗教教團への差發・差役は引き続き免除しながらも、農耕地には地税を、また商業を営んだ場合には商税（tam-ya）を賦課する方針をとった⁽¹¹⁾。至元13年（1276）に接收された舊南宋領＝江南地域でも、宋代から所有していたか、あるいはモンゴル政權から賜與された田土については免除されたものの、それ以外の新規獲得の田土については地税が賦課された⁽¹²⁾。モンゴル皇帝・支配層は、この宗教教團への地税・商税賦課がチンギス・オゴデイ以來の原則を踏襲するものと繰り返し強調するが⁽¹³⁾、すでに陳高華 [1981 = 1987, p. 375] が看破したように、おそらくは中統5年當時のアフマド（Aḥmad > 阿合馬）ら財政官僚による政府収入増加策を支援するため、宗教教團への課税開始をチンギス・オゴデイ時代に遡らせたものであろう。成宗テムル（Temür）時代の元貞元年（1295）乙未閏4月にも宗教教團への地税

(11) 『元史』世祖本紀，中統4年（1263）12月「也里可溫・答失蠻・僧・道種田入租，貿易輸稅」；同，至元元年（1264）正月癸卯「儒・釋・道・也里可溫・達失蠻（dašman）等戶，舊免租稅，今並徵之」；同卷93・食貨志・稅糧「〔中統〕五年（1264）詔僧・道・也里可溫・答失蠻・儒人凡種田者，白地每畝輸稅三升，水地每畝五升」；『通制條格』卷2, 2a-19b, No. 2「至元八年（1271）……一，答失蠻・迭里威失（< pers. darvīš）戶，若在回回寺內住坐并無事產，合行開除外，據有營運事產戶數，依回回戶例收差。……一，隨路諸色不當差入戶，除軍站戶限地外，照依累降聖旨，種田納地稅，買賣納商稅」。

(12) 『元史』卷93・食貨志・稅糧「至元二十八年（1291）又命，江淮寺觀田，宋舊有者免租，續置者輸稅」。

(13) 亦鄰真 1963 = 亦鄰真 2001, pp. 147-148; 『通制條格』卷29, 8a-9a, No. 630（己丑年＝至元26年（1289））；同，9b-10b, No. 632（至元29年（1292）12月18日）；同，11a-13b, No. 634（大德8年（1304）4月初5日）；同，13b-14b, No. 635（皇慶元年（1312）4月17日）。なお大藪正哉 [1972 = 1983, p. 13] が上掲『通制條格』No. 630の「己丑年」をオゴデイ元年（1229）に比定するのは誤り。岡本敬二（編）『通制條格の研究譯註』第3卷，國書刊行會，1976, p. 224; 方齡貴『通制條格校注』中華書局，2001, p. 717.



圖版 2 SI Kr I 149

(財) 東洋文庫提供

・商税賦課の原則は再確認され、後に「羊兒年體例」と稱された(『元典章』卷24・戸部10・租税・僧道税・僧道租税體例；『通制條格』卷29, 5b-6b, No. 625)。そこでは「チベット(Töbüd = chin. 西番)・北中國(Qitay = chin. 漢兒)・ウイグル(Uyyur > chin. 畏兀兒)・雲南の各地域にいる佛僧・ネストリウス教士・道士・ムスリム識者たちは、擬すらくは、元貞元年正月以前からは、これまで地税を納めていない耕地はすべて税を免除する。今後あらたに獲得した土地や、また影占した土地については、例に依って税を徴収する」とも述べられており、宗教教團に地税納入を義務づける大元ウルスの方針がウイグルスタンにも適用さ

れたことが判明する。

そして我々の U 5330 盟約文書は、ウイグル佛教教團が、寄進により獲得した田地への地税 (uig. sang) を実際に負擔していたことを明證する。同様にウイグル佛教教團の地税負擔を示すウイグル文書として、SPF 所藏の主穀 (= 小麦)⁽¹⁴⁾ 供出命令文書 SI Kr I 149 を以下に検討する。この文書はほぼ同質 (紙色は Chamois α, 漉き縞 (7 ~ 8 / cm) のある中質のライスペーパー) の 3 枚の文書 (A ~ C) を連貼したものであり、連貼された状態の紙寸は 16.5 × 18.0 cm である。寫眞複製 [圖版 2] から明らかなように、本文書は草書體で書かれており、ほぼ確實にモンゴル時代に比定される。

【テキスト・和譯】

	[missing]	[前缺]
A 1	[] (...) tarıy []	主穀 (= 小麦)
B 2	taqıyū yıl []	鶏 [年第□月□日に。]
3	činqūy tngri burxan-ta []	[鎮] 國聖佛に.....
4	tayši(..) [] (...) []	大師.....
5	tarıy-ta · qošiγ kši P []	主穀 (= 小麦) のうち、コシグ導師が.....
6	birip sang san-ında tutzun	供出して、地税の額に充當せよ。
C 7	taqıyū yıl sākizinč ay []	鶏年第八月□日 [に。]
8	činqūy vaxar-ta tayšidu tayši alyu	鎮國寺のタイシドゥ大師, アルグ=
9	(..)r tayši [] (...) turmiš tayši bašlap	大師,=トウルミシュ大師をはじめとする
10	tayši-lar-qa üç ay-qı ɣarmačug tarıy	大師たちへの 3 ヶ月分の ɣarmačug 主穀 (= 小麦)

(14) Uig. tarıy は「穀物」一般の總稱であるが、狹義には「主穀；小麦」を意味する [森安 1991, p. 58]。

さて、B 部分でコシグ導師 (*kši < toch. kăši* “magester, preceptor”), C 部分でクトチュグ阿闍梨 (*ačari < skt. ācārya*) と、いずれも高位の僧侶が供出負擔者となっていることは、やはりモンゴル時代ウイグルistanで僧侶・佛教教團への地税 (*sang*) 賦課が現實に施行されたことを示す¹⁶⁾。これは、オゴデイ・モンケ時代にモンゴル支配體制に基づく税役制度がウイグルistanにも導入され、さらにクビライ時代中期に検地・地税の徴収や驛傳制度の管理運営が強化されたという状況 [松井 2002, pp. 89-91; 松井 2004, pp. 164, 160] と軌を一にするものである。なお、上述したように、佛教教團への地税賦課が中統 5 年 (1264) 以降にクビライ政権により新規に導入されたものであれば、従来の 13 世紀という U 5330 盟約文書の年代比定をさらに狭め、13 世紀後半に限定することも可能となる。

歴代モンゴル皇帝・皇族がチベットや中華地域の寺院・道觀・儒學に付與した免税特許狀 (多くは碑刻化されている) の大多數では、差發 (*mo. alba qubčiri*)・鋪馬 (*ulay-a*)・祇應 (*šigüsü > 首思*) と並んで地税 (*sang*)・商税 (*tamya*) も免除対象とされており、宗教教團への地税賦課は單なる原則的規定にとどまったと

地にも近接する魏公村は、元・明代には「畏吾 (*Uyγur*) 村」と呼ばれ、ウイグル人の集住地帯となっていた [黨寶海 2000]。大護國仁王寺とその周辺地域が大都在住のウイグル人・ウイグル僧侶の活動據點の 1 つであったことが推測される。さらにチベット語原典からウイグル譯された『白傘蓋陀羅尼』印刷本 [Elverskog 1997, pp. 108-110] も、モンゴル時代トゥルファン地域のウイグル佛教と大都のチベット佛教との文化的・經濟的關係を示唆する。SI Kr I 149 文書の C 部分で主穀 (= 小麦) の送納先とされる大師たち (*tayši-lar*) は、鎮國寺 = 大護國仁王寺からトゥルファン地域を訪れていたか、あるいはトゥルファン地域から特殊な種類の小麥 (*tarmačug tarıy*) を取り寄せていた可能性がある。B 部分の「鎮國聖佛」も、諸文献が大護國仁王寺に納められていたと傳える「金身大佛」や「梵天佛像」あるいはマハーカーラ (*Maha-kala > 摩睺羅*) 佛像 [中村 1993, pp. 69-71; 中村 1999, p. 67] に關連するかもしれない。とくに最後のマハーカーラ佛に關連しては、トゥルファン地域からモンゴル語マハーカーラ讚歌の印刷本斷片 [BTT XVI, Nrn. 29-32] が多數發現していることも留意される。

(16) チャガタイ=ウルス發行のモンゴル語免税特許狀 BTT XVI, Nr. 69 (lines 9-10) においても、佛教寺院が免除される税役名稱として地税 (*sang*)・商税 (*tamya*) は言及されない。ただし、この文書で列擧されるアルバ (ン) 税 (*alba(n)*)・ジャサク税 (*jasay*)・キスマド税 (*qismad*)・サリグ税 (*salıy*)・ウニン税 (*ünin*)・カガルガ税 (*qayalya*) などの實態についても不明の點が多く [cf. 松井 2002, pp. 92-94]、これらの中に地税・商税に相當する税役が存在した可能性も完全には否定できない。

みなす見解もある [e.g. 愛宕 1961 = 愛宕 1988, p. 348; 大藪 1972 = 大藪 1983, pp. 9, 15, 17-18, 21]。しかし、至元 5 年 (1268) 少林寺クビライ聖旨碑 [中村・松川 1993, pp. 41-46, 77]・至元 14 年 (1277) 龍門禹王廟安西王マンガラ (Mang'ala) 令旨碑 [亦鄰眞 1963 = 亦鄰眞 2001; 照那斯圖 1991, No. 22]・至元 25 年 (1288) 無錫免秀才雜泛差役詔碑 [蔡美彪 1955, No. 32]・元貞 2 年 (1296) 彰德上清正一宮テムル聖旨碑 [蔡美彪 1955, No. 37] など地稅 (mo. sui / sang)・商稅を免除しないことを明言する特許狀の例⁽¹⁷⁾や、また差發・鋪馬・祇應の免稅に言及しつつも地稅・商稅については言及しない例⁽¹⁸⁾が散見する。元代の佛僧を描寫した陳高の詩「感興」に「秋が來れば、租稅を納入しようとして、農夫を鞭うつ」というのも、實際に佛僧が地稅を負擔したことを傍證する [陳高華 1981 = 陳高華 1987, p. 378]。元廷中央から遠く離れたウイグリストンでさえも佛教教團への地稅賦課が實施されたことを示す U 5330・SI Kr I 149 兩文書の例とも勘案すると、クビライ時代以降の大元ウルス支配地域での宗教教團への地稅・商稅賦課は決して具文ではなく、地稅・商稅をも含めた完全な稅役免除を許された宗教教團はまさに特權的・例外的な存在であったとみなすべきである⁽¹⁹⁾。

(17) 特に龍門禹王廟マンガラ令旨碑では *cañ tamqa-dača buši aliba alba qubčiri üli üjen* 「地稅・商稅より他のあらゆる差發・科斂を見ず (=負擔せず)」というモンゴル語原文が、漢譯では「地稅商稅不揀甚麼差發休着」とされ、地稅・商稅を免除對象としないことが曖昧にされている [亦鄰眞 1963 = 亦鄰眞 2001, pp. 147-148]。漢譯・立石の際に令旨の受領者である道觀の立場を反映したものか。

(18) 杉山 1991, p. 43。ここで杉山が例示する元統 3 年 (1335) 鄒縣嶧山仙人宮トゴンテムル (Toyon-Temür) 聖旨以外には、至元 14/26 年 (1277 / 1289) 涇州水泉寺クビライ聖旨碑 [照那斯圖 1991, No. 3]、至元 19 年 (1282) 東嶽廟令旨碑 [蔡美彪 1955, No. 28]、元貞 3 年 = 大德元年 (1297) 彰德上清正一宮テムル聖旨碑 [蔡美彪 1955, No. 39]、大德 5 年 (1301) 五臺山大壽寧寺宛て、帝師タクパオーセル (Grags pa 'od zer) 法旨碑 [蔡美彪 1955, No. 47]、元統 2 年 (1334) 淇縣文廟トゴンテムル聖旨碑 [蔡美彪 1955, No. 80] が挙げられる。

(19) さらに西ウイグル時代にまで遡ると、土地賃貸借契 SUK RH01 では、佛僧たる阿闍梨 (ačari) が所有する物件 (おそらくは田地) にイルト=ビルト稅が賦課されていた。これは、前述のムルトルク阿蘭若への免稅特許狀 U 5317 (= Zieme 1981, Text A, lines 41-42) がイルト=ビルト稅の免除を認めているのと對照的である。SUK RH01 の年代比定については森安 [1994, pp. 72-73] を參照。

(3) カ ラ ン 税

モンゴル帝國が支配地域に導入した各種の税役制度、またモンゴル時代のウイグル文書にみえる多数の税目の實態については、未だ不明の點が多い〔松井 2002, pp. 92-94〕。しかし、我々の U 5330 盟約文書からは、モンゴル帝國がウイグルスタンに導入したカラン税 (qalan) の實態について以下の 3 點をほぼ確實に指摘できる。

①カラン税が住民の所有する農耕地に應じて賦課されたこと。この點は、ウイグル文貸借契 SUK RH04, RH12 でブドウ園 (borluq) や田地 (yir) に關連してカラン税が言及されていることや、また手實 (戸籍原簿) の U 5298 (= Zieme 1982, lines 18-19) にも uyur **tarir yirin tarip qalan tutup qayu-qa köçüp barmatin** turur「キビを〔耕す田地を〕耕し、カラン税を負擔して、どこへも移って行かずに留まっている」という申告がみえることから、ある程度は推測できた。さらに、U 5330 盟約文書でカラン税負擔者たる農民たちはカラン税の減免を目的として田地を佛教教團に寄進しているのであるから、カラン税賦課に際して農耕地が算定基準とされたことはほぼ確證されたといえよう。

②カラン税がモンゴル語の alba (~ alban) あるいは漢文史料中の差發 (~ 科斂・差役) に對應する可能性が高いこと。チャガタイ=ウルス當主トゥグルクテムル宛の免税嘆願書 (U 5282 = Arat 1937) では、ウイグルスタンの封領 (inçü) の園丁 (bağçı) たちが、歴代のチャガタイ=ウルス當主の治世にはカラン税を免除されていたことを論據として縷々述べながら、末尾ではカラン税ではなくアルバン税 (alban < mo. alban) の免除を嘆願しており、qalan と alban が相互置換されている [Raschmann 1992, p. 156]。また mo. alba の原義は「夫役・力役・強制労働」、qubčiri (> tü. qupčir)「クプチル税」は元來は遊牧民に課される家畜税であったが、蒙漢合璧碑文では alba qubčiri と熟して税役一般をさした [亦鄰真 1963 = 亦鄰真 2001, pp. 150-151]。一方、フレグ=ウルス (Hülegülus) 支配下のイランでは、カラン税 (qalān < tü. qalan) とクプチル税 (qūpčūr < tü. qupčir) が qalān va qūpčūr と熟してモンゴルによって導入された税役一般を包括的にさす場合もあった [本田 1961 = 本田 1991, p. 299]。この mo. alba

qubčiri と pers. qalān va qūpčūr との用法の類似から、やはり mo. alba と pers. qalān < tü. qalan の相互置換的對應が推測されていた⁽²⁰⁾。

さらに我々の U 5330 盟約文書では、ウイグル佛教教團が地稅 (sang) を負擔する一方でカラン税を免除されている。第(2)節でも述べたように、中統 5 年 (1264) 以降、大元ウルスは、地稅・商税を例外として宗教教團の「差發・科斂」 (= mo. alba(n) qubčiri = chin. 差發・科斂) を免除することを原則とした。Uig.-mo. sang = chin. 地稅の對應を勘案すると、カラン税も、mo. alba(n) qubčiri = chin. 差發・科斂と同じく諸種の稅役一般をさすか、あるいはその中に包攝される稅役の一種と推測される。ただしイラン地域ではカラン税 (夫役・軍役) とクプチル税 (軍隊・使者・驛遞の經費を賄うための現金納の人頭税) とは區別されており [本田 1959, 本田 1961 = 本田 1991, pp. 243, 247, 287-290, 297-299] またウイグル語諸文書にもクプチル税とカラン税はそれぞれ單獨でも散見する [松井 1998a, pp. 035-037; 松井 2002, pp. 92-99]。従って、ウイグル文書にみえるカラン税も、それ單獨ではイラン地域と同じく夫役・軍役をさしたと考えられ、これは mo. alba(n) の原義とも符合する。

③カラン税がウイグル農民たちにとって相當に過重な負擔であったこと。U 5330 盟約文書によれば、カラン税負擔者である農民から佛教教團に寄進された田地は従前通り農民によって耕作され、この田地に賦課される地稅 (sang) も實質的にはこれらの農民たちが負擔した。また、佛教教團所有の田地を耕作するという点では農民たちは佛教教團の小作農となったといえ、必然的に佛教教團に對して小作料 (yaqa) をも支拂っていた。さらに寄進せずに手許に置いていた田地には、従来通りカラン税 (qalan) が賦課された。すなわち、耕作する田地に關する農民たちの負擔は、佛教教團に寄進する以前にはカラン税 1 種類であったが、寄進後には地稅・小作料・カラン税 (ただし減額された) の 3 種類とされたことになる。しかし「貧しい (čiyay)」と自稱する農民たちが、あえて負擔を増やすことを選擇したとは考えづらい。佛教教團に寄進した田地に

(20) 以上の点については Schurmann [1956, pp. 332-335, 340] も參照。ただし Schurmann はウイグル文書の分析に際しては USp の不完全な校訂テキストを利用しており、多くの点で修正を要する。

賦課されたカラン税の負擔は、寄進後その田地に賦課された地税と佛教教團への小作料とを合計した負擔に比べて過重であったことは確實である。財産委託契約 SUK Mi 19 が、その作成理由を記す際に「カラン税に堪えられなくなり (yadap), 負債 (birim alim) が多くなり、私の債権者たちも多くなって、私は今のままではいられまい。逃げ隠れてしまうために」(lines 2-5) と述べていることも、カラン税がそれ單獨でもきわめて過重な税役であったことを推測させる。

(4) 佛教教團の寺産擴大

第(1)～(3)節に述べてきた状況をふまえれば、U 5330 盟約文書にみえる佛教教團への田地寄進が農民・佛教教團の雙方の利害に基づいていたことは容易に理解されよう。農民は税負擔を軽減できる一方、佛教教團側は寄進された田地への地税を實質的に農民たちに負擔させた上、さらに農民からの小作料収入により収益を純増させ、寺院經營を強化できるからである。U 5330 盟約文書と同じくイキチ (Ikiči) 文書群 [Moriyasu 2002, pp. 156-162] に屬する遺言狀 SUK WP01 では、この遺言狀が作成され遺言者の妻に交付される際に、首座 (šutza) のケド=カヤ都統 (Kād-Qya tutung)・テュケレ (Tükälä)・キムツォ (Kimso < chin. 金藏) をはじめとする僧衆 (quvray) らと、タヴガチ=ヤンガ (Tavγač-Yanga)・イキチ (Ikiči) を頭とする村民 (bodun) = 俗人が立ち會ったことが記される。村民の代表として言及されているイキチは、まさに我々の U 5330 盟約文書の發起人の 1 人としてみえるイキチと同一人物であり、U 5330 盟約文書で佛教教團に敵對することとなった俗人・農民たちも、この WP01 文書が作成された時點では佛教教團と友好的・親密な關係にあったことが確認できる。

農民が税役を忌避して佛教教團に農地を寄進する傾向はモンゴル支配下の舊南宋領＝江南地域でもみられ⁽²¹⁾、大徳 3 年 (1299) には杭州省 (=江浙行省) 管下の佛教寺院の佃戸は約 50 萬戸にのぼったという (『通制條格』卷 3, 7a-7b,

(21) 『元典章』卷 24・戸部 10・租税・僧道税・僧道避差田粮「蠻子田地裏、毎年軍站的氣力不揀甚麼用的辨濟呵、多率は百姓每的納税粮裏成就有。如今、那百姓每、係官差發根底逕避着、在前合納錢粮的田土根底、和尚・先生每底寺院裏布施與了賣與了典與了」。

No. 30, 寺院佃戸の條)。このように一般民戸から佛僧に寄進された田地は當然ながら地稅・商稅の賦課對象とされたが、往々にして佛教教團側は地稅・商稅を隱匿し、大元ウルス政府もその對策に迫られた。とはいえ、佛教教團への田地の寄進や農民の佃戸化自體は禁止されず、モンゴル皇帝をはじめとする支配層すらも折々に宗教教團への賜田を行っていた [陳高華 1981 = 陳高華 1987, p. 377]。

ウイグリスタンにおいても、支配層が佛教教團の寺產の擴大を望んでいたことは同様であった。ただし注目すべきは、チャガタイ=ウルス發行モンゴル語免稅特許狀 (BTT XVI, Nr. 69, lines 4-8) が、大天四洲寺 (Uluγ tngri-lig tört dib süme) の教義顧問 (šas-in aiyučī < uig. šazın ayγučī) をはじめとする師僧 (bayši < uig. baxši) たちに對して、süm-e-tür qariatan yaγu keti anu medejü yaγar usun bay borluγ-i kükegölgejü küji tosun bolγaju jul-a X(...)D(.)ČW []-i (.) []ČW bida bürün aq-a-nar degüner-ün emüne buyan ırgür ögün atuyai 「寺に所屬するあらゆるものを管理して、田地・ブドウ園を増やし、お香と油を作り燈明を……して、……を……して、われらと兄弟たちのために福德と祝福を與えているように」と命令していること、またウイグル語免稅特許狀 U 5317 (= Zieme 1981, Text A, lines 25-29) にも sanggik borluq yir-lär-i bilä · vaptso šilavanti başlap · murut-luq-ta turγučī šilavanti-lar · šäli-lär ärksinip · kirmiš tüši üzä · aryadan-ıy idip sapıp artmiš-ın kingäšip iślätzün-lär 「寺產のブドウ園・諸田地をみなヴァプトゥ律師をはじめムルトルクに常住する律師たち・佛僧たちが管理して、入った利益によって阿蘭若を増修して、増加したものを協議して經營せよ」という文言がみえることである。この2文書のように、支配權力が直接に寺產の擴大を期待する文言は、モンゴル政權が中華地域の宗教教團に與えた免稅特許狀にはみられない⁽²²⁾。すなわち、西ウイグル政權およびチャガタイ=ウルス政權

(22) これは、可耕地面積に物理的に制限のあった(唐代均田制下でも「狹郷」とされる)トゥルフアン地域では、中華地域に比して、宗教教團の所有する田地の把握やそれに基づく地稅の賦課・徴収が容易であったことを反映するのかもしれない。ちなみに麹氏高昌國時代のトゥルフアン地域では俗人所有の田地には「俗役」、佛僧の田地には「道役」が賦課されており、僧俗の間で田地が賣買された際には土地に賦課される稅役も變更されたことを示す出土漢文文書の例がある [町田 2002, p. 40]。

は、中華地域を支配した大元ウルス政權よりも、佛教教團の寺産の擴大をより積極的に期待していたのである。その點では、税役忌避・田地寄進を媒介とするウイグル農民たちと佛教教團との結託は、支配權力の政策とも必ずしも背馳しなかったこととなる。

(5) 僧俗の對立

さて U 5330 盟約文書は、第(4)節にみたようなウイグル農民と佛教教團との經濟的結託・協力關係が狀況によっては對立關係にも轉化し得たことを示す。このようなウイグル住民・佛教教團間の紛争を伝えるものとしては、SPF 所藏の西曆1339年チャガタイ=ウルス當主イステンムル (Yisün-Temür) 發行モンゴル語命令文書 G 120 (= Kara 2003, pp. 28-30, 33; cf. Clark 1975, p. 137) も注目に値する。この文書は、高昌もしくはその近邊に所在するヨガチャリ佛寺 (Yogačari süme) の田地・ブドウ園が不法占據されているため、高昌のウイグル王 (Iduqud < uig. İduq-qut) やモンゴル行政官 (noyad < noyan)・在地ウイグル人官員 (mo. tüsimed < tüsimen ~ uig. bāg) に宛てて寺産の保護と返還を命令したものである。西曆1339年という年代からは、この G 120 文書にみえる佛寺に對する抑壓・迫害は、東トルキスタン・トゥルフアン地域のイスラーム化の進行に關連づけられる可能性も排除できない。しかし半世紀以上を経た15世紀初頭の時点においても、トゥルフアン地域には少なくない佛教寺院が存在しており、佛教徒の社會的影響力は完全に衰退してはいなかった⁽²³⁾。また G 120 文書にみえる反佛寺側の人物の人名に注意すると、タイポドゥ (Taibodu < uig. Taypodu < chin. 大寶奴) は佛教的人名、またトレミシュ (Tölemiš < uig. Tölämiš)・ボルミシュ (Bolmiš < uig. Bolmiš) はいずれも一般的なウイグル人名であり、やはりムスリム人名ではない。そこで筆者は、この G 120 文書に記された佛寺とタイポドゥ・トレミシュ・ボルミシュらとの紛争も、U 5330 盟約文書と同様に、寄進した田地・ブドウ園をめぐるウイグル農民と佛教教團と

(23) 陳誠『西域行程記・西域番國記』中華書局、1991、pp. 106, 108; BTT XVI, p. 9; 松川 1995, p. 106; cf. 濱田 1998, pp. 98-103; 堀 1975, pp. 13-22.

の紛争だったと考えたい。

これら U 5330 盟約文書・G 120 命令文書にみえる佛教教團と俗人・農民との紛争が最終的にいかなる決着をみたのかは、残念ながら窺知し得ない。ただし、盟約関係を強固にすべく U 5330 文書を作成したウイグル農民たちは、佛教教團との紛争において官吏 (bäg işi) から公権力との対決をも辞さない強硬姿勢を示しており (lines 15-17), また G 120 文書 (lines 8-10) からは反佛寺側のボルミシュがチャガタイ=ウルス政権が寺産保護のために発行した證書 (nišan) すらも強奪したことも知られる。兩文書にみえる僧俗の紛争は、モンゴル公権力をしても容易に調停・解決し得ない深刻なものであったと指摘できよう。ちなみに G 120 文書は「印つきの證書 (nišatu bičig)」と稱されるものの (lines 14-15), 原文書に捺印はみえない。また文書裏面にはイスラーム占ト書のウイグル語抄譯とチベット語譯金剛乘論書を翻譯したというウイグル語奥書とが記される [Kara 2003, pp. 30-34]。おそらく G 120 文書は、命令文書原本が再度強奪されることを恐れたヨガチャリ寺側が作成した複製・控えであり、その裏面が後に二次利用されたのであろう。このことも G 120 文書にみえる紛争の激しさを反映するものといえる。

11世紀以降のウイグル社会では佛教が篤い信仰を集めており、世俗権力者層・一般住民が佛教教團に手厚い保護と経済的援助を與えたことは、従来から指摘されまた本稿でも再確認された。しかしその一方で、世俗住民・農民と佛教教團との関係は、宗教的信仰面だけでなく経済的側面からも構築され、場合によっては公権力を巻き込んで激しく緊張・対立し得たことにも留意する必要がある。また『通制條格』(卷4, 22b-23b, No. 125) に引用される至元13年(1276)7月初2日附クビライ聖旨は、カルシャ教義顧問 (Qarša šazin ayyučī > 哈兒沙沙津愛忽赤) とフレグ (Hülagü > 旭烈) 都統の上奏に基づき、ウイグル住民の女兒間引き慣行の禁止を命令している。クビライに上奏した兩名がウイグル佛教教團の指導者層に属することは確實である [cf. 梅村 1977b, pp. 05-06]。この女兒間引き問題が大元ウルス宮廷にまで持ち込まれた背景には、在地ウイグル社会の傳統的慣習と佛教的信仰との深刻な相克があったとみるべきである。

お わ り に

本稿第1章ではU 5330文書を文獻學的に再校訂し、この文書を、佛教敎團に敵對するウイグル農民の同盟關係を固めるための盟約文書と性格づけた。

次に第2章では、U 5330文書の内容をモンゴル時代の歴史的背景に位置づけるを試みた。その結果、モンゴル時代のウイグル農民と佛教敎團との關係について、①佛教敎團が西ウイグル期に引き續き免稅特權を得ていたこと、②ただしクビライ時代以降の地稅賦課の原則はウイグルスタンでも適用されたこと、③佛教寺院がカラン稅を免除される一方、農民たちには所有する田地に應じてカラン稅が賦課され、その負擔は相當に過重であつたこと、④カラン稅の減免を意圖した佛教敎團への田地寄進は、農民・佛教敎團雙方の利害に基づいており、かつモンゴル支配層もそれを公認していたこと、⑤しかし農民・佛教敎團の利害は時に激しく衝突したこと、を指摘した。このうち①～④の諸點は、大元ウルス支配下の中華地域における狀況とも共通しており、モンゴル時代ユーラシア東方で共時的に生起した事象として注目に値する。

また、上述の歴史的諸相は、モンゴル時代のウイグル佛教敎團の社會的・經濟的經營基盤を考察するための出發點となり得よう。各國に所藏されるウイグル語社會經濟文書類の中には、佛教敎團經營に関連すると思われる諸種文書が多數存在し、未公刊のものはもとより、既公刊文書についても歴史學的背景をふまえつつ再校訂・再解釋すべきものが少なくない。確かに、出土ウイグル語文獻の大多數を占める佛典やトゥルファン地域各處の美麗な佛教遺跡・遺物は、西ウイグル時代～モンゴル時代のウイグル佛教の繁榮を物語る。とはいえ、その繁榮を生み出した社會的・經濟的側面に對する考察も歴史學的には缺かせない。本稿で別出した諸事象をふまえつつ「ウイグル佛教社會」を總體的に把握することを、今後の課題としたい。

略號・文獻目錄

AoF: *Altorientalische Forschungen*.

Arat, R. R. 1937: Uyğurca yazılar arasında. *Türk Tarih, Arkeologiya ve Etnografya Dergisi* 3 (1936), pp. 101-112, +1 pl. (Rpt. in *Makaleler* I, Ankara, 1987, pp. 574-585)

—— 1965: Among the Uighur Documents II. *Ural-Altaische Jahrbücher* 36, pp. 263-272, +2 pls.

ATG: A. von Gabain, *Alttürkische Grammatik* (3. Auflage). Wiesbaden, 1974.

BBAW: Berlin-Brandenburgische Akademie der Wissenschaften.

BTT XVI: D. Cerensodnom / M. Taube, *Die Mongolica der Berliner Turfansammlung* (Berliner Turfantexte, XVI). Berlin, 1993.

蔡 美彪 1955: 『元代白話碑集錄』 科學出版社。

陳 高華 1981: 「元代佛教與元代社會」 『中國古代史論叢』 1981-1。

—— 1987: 『元史研究論稿』 中華書局。

Clark, L. V. 1975: On a Mongol Decree of Yisün Temür (1339). *Central Asiatic Journal* 19-3, pp. 194-198.

Clauson, G. 1971: A Late Uyğur Family Archive. In: C. E. Bosworth (ed.), *Iran and Islam*, Edinburgh, pp. 167-196.

黨 寶海 2000: 「魏公村考」 『北京文博』 2000-4, pp. 22-28.

DTS: V. M. Наделяев et al. (eds.), *Древнетюркский Словарь*. Ленинград, 1969.

ED: G. Clauson, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth Century Turkic*. Oxford, 1972.

Elverskog, J. 1997: *Uyğur Buddhist Literature*. Turnhout (Belgium).

ETHV: R. R. Arat, Eski Türk hukuk vesikaları. *Türk Kültürü Araştırmaları* 1, 1964, pp. 1-53.

Franke, H. 1962: Zur Datierung der mongolischen Schreiben aus Turfan. *Oriens* 15, pp. 399-410.

—— 1977: Additional Remarks on the Mongolian Turfan Document TM 92. *Canada Mongolia Review* 3-1, pp. 33-39.

耿 世民 1981: 「回鶻文土都木薩里修寺碑考釋」 『世界宗教研究』 1981-1, pp. 77-83.

GSR: B. Karlgren, *Grammata Serica Recensa*. Stockholm, 1957.

濱田 正美 1998: 「モゲール・ウルスから新疆へ」 『東アジア・東南アジア傳統社會の形成』 (岩波講座世界歴史13) 岩波書店, pp. 97-119.

本田 實信 1959: 「イルカン國における Iqtā' 制について」 『北海道大學文學部紀要』 7。

—— 1961: 「ガザン・カンの税制改革」 『北海道大學文學部紀要』 10。

—— 1991: 『モンゴル時代史研究』 東京大學出版會。

堀 直 1975: 「明代のトゥルファーンについて」 『待兼山論叢』 史學篇 8, pp. 13-37.

亦鄰真 (Irinčin) 1963: 「讀 1276 年龍門禹王廟八思巴字令旨碑」 『內蒙古大學學報』

- 1963-1.
- 2001: 加藤雄三 (譯) 「1276年龍門禹王廟パスバ字令旨碑を讀む」『内陸アジア言語の研究』16, pp. 133-154.
- IUCD: L. V. Clark, *Introduction to the Uyghur Civil Documents of East Turkestan (13th-14th cc.)*. Dissertation of Indiana Univ. (Bloomington) Ph.D., 1975.
- 照那斯圖 (Junast) 1991: 『八思巴字和蒙古語文獻Ⅱ・文獻匯集』東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所。
- Kara, G. 1991: Mittelchinesisch im Spätuirgischen. In: H. Klengel / W. Sundermann (eds.), *Ägypten - Vorderasien - Turfan*, Berlin, pp. 141-149, +Taf. XVIII-XIX.
- 2003: Mediaeval Mongol Documents from Khara Khoto and East Turkestan in the St. Petersburg Branch of the Institute of Oriental Studies. *Manuscripta Orientalia* 9-2, pp. 3-40.
- Laut, J.-P. 1986: *Der frühe türkische Buddhismus und seine literarischen Denkmäler*. Wiesbaden.
- 李 經緯 1996: 『吐魯番回鶻文社會經濟文書研究』烏魯木齊。
- 町田 隆吉 2002: 『吐魯番出土佛教寺院經濟關係漢語文書の整理と研究』科研費報告書 (No. 12610376)。
- 松井 太 1997: 「カラホト出土蒙漢合璧稅糧納入簿斷簡」『待兼山論叢』史學篇 31, pp. 24-49.
- 1998a: 「モンゴル時代ウイグルスタン稅役制度とその淵源」『東洋學報』79-4, pp. 026-055.
- 1998b: 「ウイグル文クトルグ印文書」『内陸アジア言語の研究』13, pp. 1-62, + 15 pls.
- 2002: 「モンゴル時代ウイグルスタンの稅役制度と徵稅システム」『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝國・元朝の政治・經濟システムの基礎的研究』科研費報告書 (No. 12410096), pp. 87-127.
- 2003: 「ヤリン文書」『人文社會論叢』人文科學篇 10, pp. 166-153.
- 2004: 「モンゴル時代の度量衡」『東方學』107, pp. 166-153.
- 松川 節 1995: Review on BTT XVI. 『東洋史研究』54-1, pp. 105-122.
- 護 雅夫 1960: 「ウイグル文葡萄園賣渡文書」『東洋學報』42-4, pp. 22-50.
- 森安 孝夫 1991: 「ウイグル=マニ教史の研究」(『大阪大學文學部紀要』31 / 32)
- 1994: 「ウイグル文書節記 (その四)」『内陸アジア言語の研究』9, pp. 63-94.
- Moriyasu, T. 2001: Uighur Buddhist Stake Inscriptions from Turfan. In: L. Bazin / P. Zieme (eds.), *De Dunhuang à Istanbul. Hommage à James Russel Hamilton*, Turnhout (Belgium), pp. 149-223.
- 2002: On the Uighur Buddhist Society at Čiqtım in Turfan during the Mongol Period. In: M. Ölméz / S.-Ch. Raschmann (eds.), *Splitter aus der Gegend von Tur-*

- fan. Festschrift für Peter Zieme anlässlich seines 60. Geburtstags*, Istanbul / Berlin, pp. 153-177.
- 中村 淳 1993: 「元代法旨に見える歴代帝師の居所」『待兼山論叢』史學篇 27, pp. 57-82.
- 1999: 「元代大都の敕建寺院をめぐる」『東洋史研究』58-1, pp. 63-83.
- 中村 淳・松川 節 1993: 「新發現の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』8, pp. 1-93, +8 pls.
- 小田 壽典 1990: 「ウイグル文トゥリ文書研究覚書」『内陸アジア史研究』6, pp. 9-27.
- 1992b: 「ウイグル文ピントウング嘆願書の譯注」『豊橋短期大學研究紀要』9, pp. 153-159, -1 pl.
- Oda, J. 1992a: On *baş bitig*, *'ydyš bitig* and *čin bitig*. Notes of the Uighur Documents Related to a Person Named Turī. *Türk Dilleri Araştırmaları* 1 (1991), pp. 37-46.
- 愛宕 松男 1961: 「元朝における佛寺道觀の税糧優免について」『塚本博士頌壽記念佛教史學論集』京都大學人文科學研究所。
- 1988: 『愛宕松男東洋史學論集』第4巻, 三一書房。
- OTWF: M. Erdal, *Old Turkic Word Formation*, I-II. Wiesbaden, 1991.
- 大藪 正哉 1972: 「元代の法制と佛教——税糧・訴訟・民間信仰關係の規定——」『史學研究』86.
- 1983: 『元代の法制と宗教』秀英出版。
- Raschmann, S.-Ch. 1992: Einige Bemerkungen zu Steuern, Abgaben und Dienstpflicht im uigurischen Königreich von Qočo (13. -14. Jh.). *AoF* 19, pp. 155-159.
- Schurmann, H. 1956: Mongolian Tributary Practices of the Thirteenth Century. *Harvard Journal of Asiatic Studies* 19, pp. 304-389.
- Sertkaya, A. G. 1999: *Uigurische Sprachdenkmäler*'den beş mektup. *Türk Dili Araştırmaları Yılığın* (Belleten 1996), pp. 237-264.
- SPF: Санкт-Петербургский Филиал Института Востоковедения Российской Академии Наук.
- 杉山 正明 1991: 「元代蒙漢合璧命令文の研究(2)」『内陸アジア言語の研究』6 (1990), pp. 35-55.
- SUK: 山田 信夫(著)小田壽典・P. Zieme・梅村坦・森安孝夫(編)『ウイグル文契約文書集成(*Sammlung uigurischer Kontrakte*)』1-3. 大阪大學出版會, 1993.
- Тихонов, Д. И. 1964: К вопросу о термине *quvaq* в древнеуйгурских текстах. *Народы Азии и Африки* 4, pp. 104-106.
- 1966: *Хозяйство и общественный строй уйгурского государства X-XIV вв.* Москва / Ленинград.
- 梅村 坦 1977a: 「違約罰納官文言のあるウイグル文書」『東洋學報』58-3/4, pp.

- 01-040.
- 1977b: 「13世紀ウイグルistanの公權力」『東洋學報』59-1/2, pp. 01-031.
- 1987: 「ウイグル文書「SJ Kr.4/638」」『立正大學教養部紀要』20, pp. 35-87.
- 1990: 「ウイグル文家産分割文書の一例」『東アジア古文書の史的研究』刀水書房, pp. 420-446.
- URD: С. Е. Малов, Уйгурские рукописные документы экспедиции С. Ф. Ольденбурга. *Записки Института Востоковедения Академии Наук СССР* 1, 1932, pp. 129-149, +6 pls.
- USp: W. W. Radloff, *Uigurische Sprachdenkmäler*. Ed. by S. E. Malov. Leningrad, 1928.
- UW: K. Röhrborn, *Uigurisches Wörterbuch*, 1-6+. Wiesbaden, 1977-1998+.
- Wb: W. W. Radloff, *Versuch eines Wörterbuches der Türk-Dialecte*, I-IV. St. Petersburg, 1893-1911.
- 山田 信夫 IV: 「ウイグル文貸借契約書の書式」『大阪大學文學部紀要』11, 1965, pp. 87-216, +pls. 1-6.
- 楊 富學 1990: 「海外見刊回鶻文社會經濟文獻總目」『中國敦煌吐魯番研究通訊』1990-1, pp. 9-23.
- Zieme, P. 1980: Uigurische Pacht Dokumente. AoF 7, pp. 197-245, +Taf. III-XII.
- 1981: Uigurische Steuerbefreiungsurkunden für buddhistische Klöster. AoF 8, pp. 237-263, +Taf. XIX-XXII.
- 1982: Ein uigurisches Familienregister aus Turfan. AoF 9, pp. 263-267, +2 pls.

〔附記〕 本稿は科學研究費（若手研究(B)・基盤研究(B)）による研究成果の一部である。また本稿の内容の一部は大谷探検隊百周年記念國際シンポジウム「佛の來た道・シルクロード文物と現代科學」（2003年9月10日，龍谷大學）での報告に基づく。席上で有益なご教示を賜った諸氏に感謝する。なお，本稿校正中，同シンポジウムでの報告の機会を與えて下さった百濟康義先生の訃報に接した。この場を借り，ご冥福を心からお祈り申し上げる。

gress and presents the newly discovered fact that the Manifesto of the Second Party Congress, which has heretofore been given great weight, was not actually produced or made public during the Second Congress. Subsequently, this study re-examines just how and on basis of which historical sources the history of the Second Congress had been determined. In this process of re-evaluation, it was discovered that there was a tendency to depict the early history of the party in overly fine detail during the period of the People's Republic. At the same time this study reviews the restraints that were imposed on descriptions of the early party congresses. On the basis of this overview, I point out that "the historical truth" of the CCP rests on the authority of statistical resources produced by the Sixth Party Congress in 1928, rather than being based on historically accurate sources of any sort, and that this was thus party history as political act, one which mimicked history but was not in fact history. It should be recognized that the identities of the participants in the Second Congress is a problem that cannot be solved unequivocally. At the present time, we can do no more than confirm that there appears to have been a congress, which approximately seven people, including Chen Duxiu 陳獨秀, Zhang Guotao 張國燾, Cai Hesen 蔡和森, and Li Da 李達, attended.

UIGUR PEASANTS AND BUDDHIST MONASTERIES DURING THE MONGOL PERIOD: RE-EXAMINATION OF THE UIGUR DOCUMENT U 5330 (USp 77)

MATSUI Dai

The Uigur document housed in the Berlin-Brandenburg Academy of Science, U 5330, was first published as No.77 in *Uigurische Sprachdenkmäler* by W.W. Radloff and has been referred by many scholars. However its contents have not yet been clarified. The author of this paper presents the fully revised edition of the document, and proves that the document is an alliance covenant of Uigur peasants against a possible conflict with a Buddhist monastery.

Furthermore, the author reconstructs the historical background of the document U 5330, based on a comparison with other Uigur and Mongol texts. The author points out the following: (1) Uigur Buddhist monasteries in Turfan were bestowed with the privilege of tax exemption throughout the West Uigur period (9th-12th cc.) and the Mongol period (13th-14th cc.); (2) However, during the

reign of the fifth Mongol Emperor, Qubilai, the land tax (uig.-mo. *sang*) was levied on the Buddhist monasteries in Turfan as well as on those in China; (3) The *qalan*-tax levied on the Uigur secular peasants was a heavy burden; (4) Donation of land from peasants to the Buddhist monastery suited the economic interests of both sides, and the Mongol administrations granted it; (5) However, the interests of the peasants and the monastery were sometimes in severe conflict which also involved the government and officials.

Those facts should provide the groundwork for further historical studies on the economic activities of the Uigur Buddhist monasteries.